

## 中野区の景観について

1. 中野区は今現在、景観行政団体となっていないため、東京都の景観条例が全区域で適用となります。  
また、景観法に基づかない、区独自の景観条例等の定めはありません。
2. 東京都に届出にあたり、中野区では東京都景観計画の趣旨に従った建築物等の計画をお願いしています。
3. 詳しい内容については、東京都のホームページで確認を行い、東京都の景観担当と相談を行って下さい。

東京都担当：緑地景観課街並み景観担当 03-5388-3265

4. 届出（通知\*1）を要する行為（景観法第16条第1項及び第5項、東京都景観条例第10条関係） \*中野区適用部分のみ

届出対象行為の種類		地区区分	景観基本軸	一般地域
		神田川		
区域の範囲		神田川と神田川の両側から30m		東京都の区域で、景観基本軸以外の区域
建築物の建築等(*3)		高さ15m又は 延べ面積1,000㎡以上		高さ60m又は延べ面積3万㎡以上
工作物の建設等(*4)	煙突、鉄柱、装飾等、記念塔、物見塔その他これらに類するもの(*5)	高さ15m以上		高さ60m以上
	昇降機、ウォーターシャフト、コースターその他これらに類するもの(回転運動をする遊戯施設を含む)	高さ15m以上又は 築造面積1,000㎡以上		高さ60m又は築造面積3万㎡以上
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他これらに類するもの	高さ15m以上又は 築造面積1,000㎡以上		高さ60m又は築造面積3万㎡以上
	その他の工作物	橋りょうその他これらに類する工作物で河川を横断するもの		
開発行為		開発区域の面積3,000㎡以上		40ha（樹林地を15ha以上含む場合は20ha以上）
土地の開かん、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地形質の変更				造成面積10ha以上
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積				造成面積15ha以上
水面の埋立て又は干拓				造成面積15ha以上

\*1 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、通知となります。

\*3 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

\*4 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

\*5 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。